



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ドイツ社会民主主義・社会的資本主義と社会主義的法治国のはざまで ―ヘルマン・ヘラーのマックス・ウェーバーとの対決―
Author(s)	ミュラー, クリストフ; Muller, Christoph; 今井, 弘道//訳 他
Citation	北大法学論集, 39(2), 37-77
Issue Date	1988-08-20
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16629">https://hdl.handle.net/2115/16629</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	39(2)_p37-77.pdf



講演

ドイツ社会民主主義・社会的資本主義と  
社会主義的法治国のはざままで

——ヘルマン・ヘラーのマックス・ウェーバーとの対決——

クリストフ・ミュラー

今井弘道  
大野達司  
寺島壽一 訳

目 次

I	緒言
II	テーマの説明
III	ワイマール共和国におけるドイツ社会民主主義・社会的資本主義と社会主義的民主主義のはざままで
IV	改良主義(3〜6)、資本主義における社会化の準備(7〜14)、「改良主義」は社会主義の目標から目を逸らしたが、「編成問題」の意義を認識した(15〜18)
V	ヘラーの社会的法治国概念 改良主義(2〜3)、国家概念の解明(4〜12)、ヘルマン・ヘラーの社会主義的目標設定(13〜20)
VI	マックス・ウェーバーの資本主義を維持する闘い ドイツ労働者運動を自らの権力国家構想に結合しようとしたマックス・ウェーバーの試み(6〜12)、合理的形態としての資本主義(13〜17)、「未来の隷従」という「鋼鉄の檻」に対する危惧(18〜24)
VII	ヘルマン・ヘラーの社会主義的法治国構想及びマックス・ウェーバーとの対決 マックス・ウェーバーの国民的権力国家への反対(2〜3)、マックス・ウェーバーの「無政府主義的主観主義」に対する反対(4〜7)、天才崇拜の憲法構想に対する反対(8〜9)、危険は外部からでなく内部から忍び寄る——ヘラーの立場(10〜21)
VIII	結論

## I 緒言

1 日本學術振興協会を通じ、在外研究として皆様方の国へお招きに与ったことは、私にとりまして誠に名誉なことであり、感謝の念に絶えません。とりわけ私の敬愛する友人、山口利男、安世舟両教授には、この企画を行なうに当たって足りないご苦勞をお引き受け下さり、誠に感謝しております。皆様方にも、この場において下さり、私の話に多大な御關心をお寄せ下さったことに心から感謝申し上げます。ここで皆様と御一緒することができ、とても嬉しく思っている次第でございます。

2 私は、皆様に少しばかりお話するようお招きに与ったわけですが、私は皆様の国をそれ程存じ上げているわけではございません。日本語を使いこなすことも出来ません。皆様方にお話するのにどうすればよいのか。外国人として何をお話しすればよいのかと正直に申しまして大変困っておりました。

3 しかしながらおそらく出口はあります。私は皆様のところへ教える為に来たのではございません。むしろ皆様から学ばせて頂けるであろうことを楽しみにしております。私が皆様にできますのは、ドイツにおける今日の問題につきご報告することであります。我々は目下、今日の経済的、社会的、政治的及び文化的諸関係における大きな変動を再び体験しております。そして私が我々の諸問題について皆様にお話する際、同時に次の様な希望を抱くわけでございます。即ち今日の諸国、今日の諸言語、今日の諸文化は甚だ様々ではあります。今日我々は個々の人間として、社会集団として、民族及び国家としてあらゆるところで類似した問題に直面しているということであります。

4 これから私の国の現実的問題に対する幾つかの考えを皆様に示させて頂こうと思うわけですが、私の考えが皆様の

演 どのたかに反響を呼び起こすであろうことを期待しております。批判的な反響も肯定的な反響と同様に歓迎するつもり  
しております。経験を交換することが重要だと思えます。なぜなら、我々の今日の現代世界を悩ませている諸問題は、そ  
もそも我々が共同の作業をして初めて、うまく解決することが出来るからであります。

## II テーマの説明

1 私は、ワイマール共和国におけるドイツ社会民主党 (SPD) の路線問題について述べたいと考えております。かよ  
うな古い問いに我々は再び現実に直面しているからであります。その際、私はヘルマン・ヘラーを特に引き合いに出  
します。私が山口利男、安世舟両教授という友人と親しくしておりますのも、ヘラーを通じてであります。

2 ヘラーの著作は「社会民主主義的国家学」と見なすことが出来ましょう。ヘラーは社会的諸関係の根本的な作り替  
えが必要であると確信しておりました。SPD はこのような転換を実現できる十分な用意があるとヘラーには思われた  
のでした。彼は一九二〇年以來、この政党の黨員でしたが、ヘラーと党との関係は緊張に満ちたものでした。

3 マックス・ウェーバーのドイツ社会主義との関係もまた緊張に満ちたものでした。この関係は引力・斥力の双  
方からなっていたのです。第一次大戦以前の時代には、私の考えでは、ウェーバーは社会民主党の路線に殆ど直接的な  
影響力を持っていませんでした。このような事情が変化したのは戦争の終結前後とワイマール共和国の始まりの時期で  
あります。長期的に見れば、彼は社会民主党の社会主義的理念を根底から破壊したのであります。

4 ここで私はヘルマン・ヘラーがドイツ社会主義の路線問題に対してとった態度を記述して見たいと思えます。  
結論的には、社会民主主義の路線に対するマックス・ウェーバーの寄与とヘラーとの関係を再構成しようとするわけ

です。

5 かようなテーマを論ずる際には、「社会的資本主義」と「社会主義的法治国」との間に一本の境界線を引かねばなりません。このことは、ここで「社会主義」という言葉で何が考えられているかを定義する為に必要なのであります。

6 ここで私はヨゼフ・シュムペーターの定義を利用して頂きます。彼は社会主義社会という言葉で、「生産手段と生産そのもののコントロールが中央官庁に属する」「制度的システム」を理解しております。そこでは「社会の経済的利害」は原則的に「私的領域ではなく、公の領域に」帰属しているわけです。

7 既に事実上、経済的生産はかなりの程度「社会化」されております。個々人は既に再生産過程に「編み込まれている」わけです。社会主義的社会では、このような社会化された生産を基礎にしているにも拘らず、生産手段の扱いや達成される利益の取得が尚「私的」なものに止まっているという矛盾が廃棄されることになりません。経済的な再生産の諸条件はここではもはや私的な事柄ではありません。出資、生産、そして分配に関する決定は、公的な案件となっておりません。だが、その他の点では、個々人の自由の領域は必ずしも制限されるとは限りません。個々人の発展の基礎としての個人財産も必ずしも廃棄されるわけではありません。

### III ワイマール共和国におけるドイツ社会民主主義・社会的資本主義と社会主義的民主主義のはざままで

1 かような概念規定にしたがって、私はここでドイツ社会民主党の変遷を手短かに記しておきたいと思えます。

2 ヘラーはワイマール共和国におけるドイツ社会民主主義の路線に影響を与えたわけではありませんでした。まだ無

演名の青年であった一九一九年に、既に彼は政治的路線の実践的及び理論的諸問題につき意見を表明しはじめておりました。全ての重要な前提的判断はその時点で既に下されておりました。しかし、後になっても、社会民主党はヘラーの著作を充分自らのものとする術を知らなかったのです。

## 改良主義

3 社会民主主義は政党として、政治的現実の基盤の上に立たざるを得ませんでした。さもなくば、社会民主主義は硬直化し、宗派となったことでしょう。社会民主主義は、自らの政治的諸活動を所与の官憲国家の枠内でしか展開することが出来ませんでした。この国家の諸制度に拘束されざるを得なかったわけです。議席を占め、立法院に新たな方向性を与えようとしたり、或いは内閣の指導「力」を手に入れようと努めたりする者は、この国家の議会、政府及び行政を「否定する」ことは不可能であります。

4 これら全ては自明の事柄であります。だがこれ以上に、社会民主党は以前から自らの「綱領的立場」も変更してきたのです。やがてフェルディナント・ラサールとエドゥアルト・ベルンシュタインの影響の下で、社会民主党は暴力革命に反対し、経済、社会、及び国家の平和的改良の道を選ぶ決断を致しました。差し迫った目標は、「自由な人民国家」でありました。

5 その際政治的民主主義を改良する為の計画が前景に現われて参りました。主たる要求は次のようなものでした。選挙法の改良、女性の社会的政治的解放、国家と教会との分離、絶対主義に由来する官僚制の民主化、そして何よりも社会法の整備と並んで労働組合と自律的賃金決定の承認であります。

6 これらは全て些細なことではありませんでした。一九一八年にせめて「ブルジョア革命」が完全に貫徹されていたなら、私の国は随分と歩を前に進めることが出来たであろうと思われれます。こうした実践的改良主義にもかかわらず、昔の革命的パトスは維持されておりました。だが、それは只のレトリックに萎縮してしまいました。それは「イデオロギー」として、労働者大衆を政党に統合するのに役立つたわけでありませぬ。しかし力強い言葉はずっと以前から、もはや実践と対応しなくなっていたのであります。

### 資本主義における社会化の準備

7 こうした改良主義的实践に基づいて「民主主義的社会主義」の理論が成立したわけでありませぬ。党の追求するものとして残されたものは、議会多数派を形成する見込みのある、ブルジョアの民主主義の手段を用いて実現され得る目標だけとなっております。党は段々と日常的な問題に没頭するようになっていたわけだ。経済、社会、及び国家のどのような転換が原理的に必要か、などということは殆ど議論されることはなくなりました。個々人や少数派の内でも小さな集団が将来の問題を先取りし、後になってから初めてそれに対する多数の基礎が獲得され得るような新たな考えを展開させるといふことも、民主制にとっては重要なことであります。言葉の上では違ひはさほど大きくはありませぬが、言葉が呼び起こす感情の値という点では、「民主主義的社会主義」といふ考えは「社会主義的民主主義」といふ観念と著しくかけ離れているわけだ。

8 政治的領域では、社会的権力関係に左右された結果として個人に生じた紛争の一部を、通常の立法の枠内で解決することは可能であるように思われませぬ。多くの法律関係の核心は私的なものに止まりながら、同時に行政的禁止、認可

演の留保、そして課税により「規制」されることができたのであります。

講

9 カール・レンナーは、「オーストロ・マルクス主義者」であり、後にオーストリア共和国の大統領になった人物ですが、彼はこのような傾向を次の様に一般的に定式化致しました。旧来の私法制度と並んで、公法上の「連結—制度」<sup>(1)</sup>が現われた、と。その際立法者は私的権限を修正しました。私的賃貸借契約は社会的賃貸借法により補充される、私的労働契約は社会権の保障により制限される、立法者は所有権の「内容」を定める。このようにして私法は公法的なものへと「転形」されたわけです。

10 多くの社会民主主義者は、社会主義を民主的立法国家に導入することが可能であると考えておりました。生産手段の私的所有の廃棄が一般に尚必要かどうかを疑う人もいました。社会民主主義は、自らの社会主義に関する古い構想を否定して、とりわけ有力になりつつある「行政法」の助けを借りながら、それを社会の「法化」と置き換えることが出来るかどうかについて熟考したのであります。

11 ゲルリッツ綱領<sup>(2)</sup>は「自由な人民国家に結集した人民の意志の経済に対する支配」を要求しました。拡張された経済行政法と社会法を用いて、社会民主主義は資本主義を「手なづけ」ようとしたわけです。とりわけ現代の租税国家は、私的資本主義の基盤に立ちつつ、そこから社会的不正義を「再分配」の仕方で調整しようとしていたのであります。

12 カール・レンナーは「社会主義」を現代「行政国家」とほぼ等置しました。それは十分に納得のゆくものではありませんでした。だが、とにかく彼は実践的視角を開いたのであります。立法国家の枠内では、社会民主主義は有益な諸改革に協力することができました。資本主義システムはとにかく改良可能だと思われたわけです。

13 経済の領域でも深い構造的変革を観察することができません。オーストロ・マルクス主義者であるルドルフ・ヒルフアーディングは、旧来のイギリス流競争資本主義ととりわけドイツにおける現代資本主義の諸形態との間にある大きな

違いを分析致しました。資本主義的再生産過程は、ドイツでは高度に組織化された大銀行の指導の下にありました。大銀行は産業の発展を「温室で育てるように」促進しました。このことが経済の「組織化度」を高めたわけです。産業社会の成立に際しては、ドイツは「後進国家」でした。だが、現代の金融資本主義の成立に於いては、ドイツは「先駆者」の役割を引き受けたのであります。

14 現代の株式会社は、まさしく私的所有権の基礎の上に立てられた生産の「社会化」の明白な例であります。それらの会社は社会において見出し得る貯蓄という形に止まっている全ての資本に、資本蓄積に寄与するべく、手をつけざるを得なかったのであります。そうこうするうち、大銀行は株主の力を失墜させるといふ方向を辿っていきました。「経営者」層が興隆してきたわけです。経営者層は生産過程の指導になくはならないものであります。これらの経営者達は自らは企業の所有者ではありません。資本主義社会そのものの基礎の上でありながら、所有の生産手段に対する権力が動揺したわけです。さて、そこから「政治システム」にとっていかなる活動の余地が出てきたのでしょうか。

### 「改良主義」は社会主義の目標から目を逸らしたが、「編成問題」の意義を認識した

15 社会民主主義は改良能力を伴う立法国家の諸形式を支配することを学ばねばなりませんでした。発展に眼を閉ざしたままであってはならないと考えるのなら、それは又次第に国際的な網の目に組み込まれていった資本の活動様式を理解することを学ばねばなりませんでした。社会民主主義は、新たな認識を容れた諸関係の下で役立てようと試みたわけです。

16 マルクスは将来の社会の組織問題について頑なに口を閉ざしておりました。エンゲルスも尚「まずは一旦権力を獲

演 得しなければいけない。他のことはその後だ」と述べても差し支えない状況にありました。しかしドイツ社会主義は政治権力に非常に近い地点に立っていました。さして助けが見出せないままに、実践的解決を探し求めざるを得なかったのです。「ブルジョア社会の批判」ではもはや充分ではありませんでした。「編成問題」は、それ以来もはや議事日程から外すことができなくなったのであります。

17 しかし、世界規模で働く資本主義の経済過程は、徐々に国民国家の政治的コントロールの手から逃れてゆきました。「景気の舵取り」の現代的方法はそれだけをとってみても甚だ複雑になっておりました。こうした手段を駆使しても、社会主義の理念を実現することは殆どできませんでした。経済政策の技術は自らの目標設定の定義からほとんどん独立していったのであります。

18 社会民主主義は、一面での「新たな社会」の探求と他面での資本主義の現実の中での実践的—政治的な路線との間ではいかなる調停を見出すこともできませんでした。直接目の前にある実践的諸問題について自らの長期的プランを見失ってしまったわけです。社会民主主義の闘いには資本主義を「より社会的に」することだけが残りました。「福祉国家」を求めて闘ったわけです。社会民主主義は「危機への対処」としても時には役立ったのであり、その助けを借りて資本主義社会が幾つかの嵐を乗り越えることもできたのであります。

#### IV ヘラーの社会主義的法治国構想

1 私はドイツ社会主義の発展の幾つかの線をスケッチ致しましたので、次に以下の様な問いに目を向けて見たいと思います。つまり、社会民主主義の立場に立つ国家理論家及び法理論家たるヘルマン・ヘラーがこうした路線問題や

発展にどのように反応したか、という問題であります。

## 改良主義

2 多数派―SPDと同様、ヘラーも「改良主義者」フェルディナント・ラザールやエドゥアルト・ベルンシュタインを支持するという選択をしました。彼は政治的実践においては多数派―社会民主党の線を弁護したわけです。確かに彼はロシアの出来事を興味をもって観察しました。彼はある程度共感しつつその「編成問題」に関する論戦にコメントを与え、そこに単なる「饒舌」の政治と対立する現実政治をみてとっておりまして。とはいえ、彼は自分の国についてはソヴィエト・モデルを拒否したのであります。

3 同時にヘラーは自らの政党に対して大きな留保をしておりました。この留保は根本的には「統合イデオロギー」の領域にのみ置かれていました。このイデオロギーは既に意義を失っていたのですが、党はこのイデオロギーから離れることができなかったのです。マックス・ウェーバーやハンス・ケルゼンと同様、彼もマルクス主義の理論を当初はこのような「俗流の」単純化されたかたちで知っていたに過ぎません。彼は適切な論拠をもって経済「一元論」に反論しました。だがこの非難はマルクスには当て嵌りませんでした。ヘラーもその際にこのことを部分的には認めていました。このようなイデオロギー的障害の故に党内でしっかりと地歩を固めることが出来なかったのであります。後になって、彼はこうした要素が如何に僅かな現実的意義しかもたないかを認識するに至りました。

## 国家概念の解明

4 政治的実践にとって理論的作業は重要なものです。社会民主主義が社会を作り替えることが出来るようになりたいと考えるのなら、これに適した道具立てが吟味されねばなりません。ヘルマン・ヘラーはこれに努めたのであります。彼はゲルリッツ綱領の国家概念を解明しようと試みました。「人民立法府」、議院制内閣、及び民主的行政の助けを借りて経済を指導するという課題に対処しようとするのなら、国家は如何なる性質をもつものでなければならなかったのかが問われていたのであります。

5 単なる「統合イデオロギー」におとしめられたその旧来の綱領の諸要素は社会民主主義の政治的運動の自由を拘束するものとなっておりました。これらの要素は「国家否定」という非実践的で非政治的な観念をもたらしました。確かにこのことが、党の実践的で政治的な目標設定を妨げたというわけではありません。しかし、党は引きずっていた諸伝統のとりことなっていたのであります。党は自らの実践的目標設定を党の支持者に理解させようと努めていました。だが、構成員の支持を失うと共に、党は自らの政治的実行力をも失ってしまっていたのであります。

6 「党左派」との闘いにおいてヘルマン・ヘラーは「国家概念」を解明しようとしていたのですが、この闘いは以上のような事情から、社会民主主義の政策にとって意味を有するものとなっておりました。「国家否定」を目指す諸勢力とのヘラーの対決は、党にとって重要な助けとなり得るものだったのであります。だがその際、「実践重視の」諸勢力に比べると、ヘラーは余りにもラディカルでありました。確かに彼は、「編成問題」に眼を向けずすり抜けようとする非実践的でユートピア的な諸々の潮流に対する党の闘いを避け難いものとして支持しておりました。だが同時に、「民

主義的社会主义」の改良主義者達が黙殺しようとした目標設定にまで至っていたのであります。

7ヘラーは社会主义的再編成にとって「国家」と「法」が不可欠であることを認識しておりました。ブルジョア社会の国家と法が改良可能であるという点についても確信していました。彼は「自由主義的法治国」を「社会主義的法治国」へと更に展開することを要請していたわけであります。彼の国家理論は、現在の「過渡的社会」の中でブルジョア国家の可能性を見直そうとする試みでした。明らかにかような大きな課題は彼の力を超えたものであります。これは「問題中の問題」とでもいうべきものですが、もしこの解決に成功するとすれば、それは諸世代がともに苦勞して造り上げた作品でしかあり得ない。だが課題の大きさを恐れることなく、ヘルマン・ヘラーは現にまさしく自分の力の及ぶことをなしたのであります。その点で彼は我々の模範と評価することができましよう。

8彼はマルクス主義の思考と対立するように思われる「国家」概念を展開致しました。国家は相対的に「普遍的」なものとなされました。およそ「形式」なるものは、マルクス主義の思考様式においては、常に「その内容の形式」としか見做されません。しかしながら、具体的な社会の「諸内容」をかなりの程度まで度外視し、その分だけより普遍的な組織の基礎構造に多く関わるような国家概念を追求することは、恐らく邪道ではなかったのであります。例えばハインリヒ・クノー<sup>(3)</sup>は、散在する覚え書きの中からマルクスの国家概念を再構成しようとして試みておりました。この点ではハンス・ケルゼンとヘルマン・ヘラーは一致しております。

9ヘラーは「限定された」普遍概念としての「国家」概念を形成しました。この概念は成程あらゆる時代に妥当するものではないが、かなり長期の時代区域に妥当するものと考えられておりました。彼は、自らの言明の普遍妥当性を主張する「一般」国家学という概念を否定しました。ヘラーの国家概念は歴史的に限定されているわけです。ヘラーの国家概念は、新カント派のルドルフ・シュタムラーやハンス・ケルゼンの国家概念ほど抽象的でも形式的でもありません。

演 一定の社会構成体の中で初めて、つまり機構問題が一定水準に達して初めて、現代の組織形式たる「国家」が成立する

というわけです。

講

10 このように国家を「限定された普遍概念」と捉えるからといって、階級社会では国家機構が具体的な支配諸関係を強化させるのに役立つという認識を必ずしも無視するものとは限りません。しかしヘラーにとっては、「国家」という理論的概念はこのような機能に吸収されてしまうだけのものではなかったのであります。この道具は、シュタムラーやケルゼンが考えているのとは違って、「任意の多くの」目的に役立つことができるわけではないとみられておりました。とはいえ、この道具は少なくとも資本主義社会や社会主義社会の様々な目的に役立ち得るものとみなされていきました。かような国家概念は、「過渡的社会」に「橋渡しの要素」として仕えることが出来るものとして捉えられていたわけでありませぬ。

11 「法」という現象につき、かような普遍概念を形成する企てにそれ程異論があるわけではありませぬ。ハンス・ケルゼンは、自らの「純粹法学」と史的唯物論との両立可能性を証明しようと試みました。成程この試みは、ケルゼンの法理論がもつある一定の哲学的インプリケーションの為に挫折致しました。しかし原理的には、例えば社会主義の諸国家は、今日法の「一般」理論に関心を寄せております。これら諸国家は、「社会主義的合法性」なしに自らの組織諸問題を解決し得ないことを知っております。ヘラーの「社会主義的法治国」概念は、先見の明があったと認めることが出来るわけでありませぬ。

12 ヘラーのかようなアプローチは有益なものであります。それは今日も尚、大きな意義をもつものであります。より正確には、ヘラーのアプローチは今日再び現実合致するようになってきたということが恐らく出来ましょう。ラサーの伝統に立つて、党は依然として「社会民主主義」について論じ続けてきました。だが、ヘラーの「社会主義的法治

「国」の定式化は、一層含蓄のあるものだと言い得るものであります。

### ヘラーの社会主義的目標設定

13 ヘルマン・ヘラーの国家学はドイツ社会民主主義の実践尊重路線に属するのですが、党が放棄した社会主義的目標設定に固執している点で、ヘラーの理論はこの路線と異なっております。彼は社会民主主義の「統合イデオロギー」のもつ「似而非ラディカリズム」と闘ったわけではありませんが、彼の社会主義構想は多数派社会民主主義のそれよりもはるかにラディカルだったのであります。

14 ヘラーの「社会主義的法治国」の要求は、クルト・シューマハーの構想を超えております。シューマハーが学位をとったのは、ヨハン・ブレンゲの下で行なった社会民主主義における国家思想をめぐる争いに関する研究によってであります。このブレンゲという人はロベルト・ミヘルスやマックス・ウェーバーと並んで、組織理論的な問題を多く扱った学者でした。そこで大きな役割を果たしてしまいましたのは、いわゆる「戦時社会主義」の諸形式だったのであります。ヘラーもブレンゲから若干の刺激を受けておりますが、彼は明らかにブレンゲやシューマハーを超えております。

15 ヘラーの構想は「宗教社会主義者」パウル・テイリヒのそれに類似しております。彼らは互いに親交を結んでおりました。テイリヒは自由主義的で信仰の篤い、プロテスタント・ブルジョア層の文化的風土を故郷としていましたが、彼の「社会主義的決断」は甚だ左寄りのものでした。彼も社会の諸過程をこれ以上資本の自己再生産の法則性に服させるべきではないと考えておりました。彼もゲルリッツ綱領と同様、経済に対する国家の優位を主張していたわけであり

16 だが、ヘラーもパウル・テイリヒもこれらの目標を達成する為の道を示すことは出来ませんでした。彼らの議論は第一次的には倫理的―ヒューマニスティックな性格を有するものであつて、経済的―技術的な性格のものではなかつたからであります。

17 ヘラーにとつて、資本主義は一つの野蛮を意味しておりました。産業的生産過程は労働者の人間としての尊厳を損なうものでした。ヘラーは国民教育活動に当たつて、労働者の生活世界に信頼を置き、「生活形式」としての資本主義に抵抗しました。彼はこれはずみとして労働者教育の構想にまで展開してゆきました。ヘラーが研究活動の為に国民教育活動を断念した際にも、この活動は彼の全著作に痕跡をとどめております。ヘラーの国家学はこの活動をテーマとして取り上げています。経済的な再生産の諸関係と並んで、人間の文化の刷新は果たして可能であろうか、そしていかにして可能であろうかという問いが、自立したテーマとして現われてきています。

18 ヘルマン・ヘラーの概念は、グスタフ・ラートブルフの「文化的社会主義」と極めて似通つております。だがラートブルフが本質的に「社会的―自由主義」思想の流れの中に止まっていたのに対して、ヘラーはそれを超えて行こうとしております。人道主義的で文化理論的な衝動に衝き動かされては、ヘラーは資本主義システムの経済的再生産過程をも明らかにしたいと考えていました。ここで一つの「転換」が為されねばならなかつた訳であります。

19 だが、具体的な方策をヘラーは見出すことはできませんでした。彼は、如何にゲルリッツ綱領を実現すべきかを示すことが出来なかつたのであります。「国家の経済に対する優位」が問題となりました。「経済民主主義」に関する一般的形式についてはそのままにとどめられました。ヘラーは英国の「労働党」の実験に希望を繋ぎ、「フエビアン協会」に関心を寄せておりました。彼は絶望しつつもブルジョアの諸勢力を獲得しようと努めました。ブルジョアの諸勢力は、「自由主義的」法治国が「社会的」法治国へと展開してゆくならば、彼らが以前もつていた諸目標は新たな社会的水準

で安定化するであろうことを認識せねばならない、このようにヘラーは考えていたのです。彼はブルジョア層に、かつて自らが聞いたものを放棄しないようにと要請していたのであります。だが彼の声は次第に消え去って行きました。

20 シュテインネーレギン協定<sup>(9)</sup>において、ドイツの労働者運動は企業家にパートナリシップに基づく労使協調を申し出ました。だが社会民主主義や労働組合は経済にとつての負担となりました。それらはもはや必要ないとみえるや、見捨てられてしまいました。その終局に到来したのが、ヒトラーファシズムと植民主義的帝国主義の冒険であります。これは「社会主義的法治国」にかわる野蛮な選択肢でありました。また、「社会的資本主義」という控え目な目標も、その際押し潰されてしまったのです。

## V マックス・ウェーバーの資本主義社会を維持するための闘い

1 さて、私はこのような問題設定を更に別の側面から照らしてみたいと思います。ワイマル共和国におけるドイツ社会民主主義の路線に対するマックス・ウェーバーの寄与とは何だったのかという側面からであります。彼は本当の深さと観察力とを備えた思想家でした。現代社会学は今日も相変らず彼の著作という巨大な「採石場」によって生計を立てている程であります。ところでそのウェーバーは見通しのない状態からの抜け道を見出すことができましたであらうか。

2 マックス・ウェーバーは、第一次大戦以前の時代にマルクスに没頭していた全く数少ない学者のひとりであります。彼はマルクス主義社会学の重要な地位を認めていたし、そこから彼の著作を書くにあたって大きな刺激を受けていたの

演 でした。ウェーバーの主著の題名——「経済と社会」——にその影響をはっきり認めることができます。

講

3 ウェーバーは社会民主党の爲にも尽力しておりました。彼はこの党をドイツの民主主義の発展にもつ意義の故に尊重していたのであります。彼はビスマルクいうところの「ライヒの敵」、ヴィルヘルム二世のいう「祖国なき輩」<sup>(10)</sup>が社会的孤立化から抜け出すべく手助けをしました。労働者の経済的、政治的及び文化的状態を改善する為の闘いは最も必要かつ全く正統なものであるとウェーバーは感じておりました。そして彼はブルジョア層にこの政党と建設的な共働をするよう勧めていたのであります。

4 マックス・ウェーバーは、労働組合が何の妨げもなく、粘り強く経済的な価値の増加分に対する自らの取り分をめぐって闘っている場合にも、これを肯定しておりました。彼にとって、労働者運動が自由主義的社会理論を自らの為に援用するとしても、そのことは自明のことだったのであります。彼は賃金契約の締結を求める賃金闘争というものは原理的に健全であると考えていたのであります。

5 更にウェーバーは、もはやドイツ社会民主党が革命を扇動する恐れはないと認識しておりました。彼はこれを安心して眺めていたのです。彼はブルジョアジーの社会主義者に対する憂慮を笑い草にしておりました。ドイツ社会民主党を「社会的資本主義」の路線にとどめることができれば、資本主義社会を恐らくそれどころか安定させることができると考えられていたのであります。

ドイツ労働者運動を自らの権力国家構想に結合しようとしたマックス・ウェーバーの試み

6 しかし、マックス・ウェーバーは決して社会民主主義という目標の実現をただ単に促進しようとしたわけではあり

ません。彼はまた、社会民主党の利益からすればそうした方がより多くの成果をもたらすように思えたからといって、党の路線論争の中で単純に右派支持の選択をしたわけでもなかったのです。彼が路線論争と関わりをもったのも、社会民主主義を彼自身の目標に役立てることができると考えたが故のことだったのであります。

7 彼が政治的な方針を選択するにあたって重視したのは、何よりもまず「ドイツの世界的勢威」でした。その際、「帝国主義」的な調子は聞き漏らしようもない程に明瞭に響いております。労働者運動の組織化が彼にとって重要であったのも、彼の用語を用いるならば、それが「国民としての民衆の力」の支えとなるが故のことだったので、しかし、彼が「民衆の力」を必要としたのは、自らの権力国家政策に社会の支援を調達しようとした限りでのことなのです。彼は、そうした支援が自らの目標設定としての「労働貴族の支配」を達成し得るものと期待しました。その際、手本として彼の念頭に置かれていたのは、イギリス帝国主義だったのです。それは労働者運動の大部分も共にイギリス帝国主義の担い手となっていたからであります。ウェーバーの方針決定は、フリードリヒ・ナウマンが展開した「国民的社会主義」の構想とも広範に一致するものでした。ドイツが将来の困難な闘いのなかで自らの「歴史における地位」を見出すには、市民層は労働者運動と団結すべきだ、というわけでありました。

8 彼が社会民主主義のうちでも「社会主義」的理念を拒絶したのは、それが彼自身の目標の妨げとなるからでもありません。ウェーバーは、ラディカルな社会主義的方向に対抗しつつ社会民主党内の改良主義的右派を強化することで、同党に対する自らの感情の両義性を解消しています。こうした政治的手だてをもって彼は資本主義の破綻を防止しようとしてきました。その際「社会的資本主義」としての社会民主主義が考えられる最後の「防御線」だったわけのです。

9 社会民主主義を社会主義的な理念から切り離すために、彼は力の及ぶ限りのことをしました。彼は「ブルジョア的マルクス」などとも言われますが、これは真摯な尊称として帰せられているものです。彼は社会民主党を「社会的資本

主義」の方向へ押し進めようと全力を尽くしたのであります。とりわけ彼は、望ましからざる展開を恐らくは防止し得るであろうと思われる「制御装置」を、ワイマール共和国に組み込んでおこうと提案しております。

10 社会主義に対してマックス・ウェーバーが抱いていたかような懸念は、憲法政策のうちに明確に表れています。彼は「議会主権に陥る危険」を払拭すべく、民主的立法国家の議院内閣と「人民投票の大統領」との二元主義を掲げました。彼にとって大統領は、民主制の展開が「誤った」方向へと向かった場合に、必要とあらばその展開を喰い止めることもできる「拒否権を具えた判定者」として仕えるものだったのであります。大統領が人民自身に「人民投票」をもって訴えるならば、人民立法府に対する大統領の「拒否権発動」が民主的なものであることは、何びとも疑い得ないところでしよう。民主主義的正統性はかように「二重構造化」されたわけですが、このことは、ワイマール民主制の強化としてではなく、逆に、その弱体化として作用することとなりました。

11 マックス・ウェーバーの論説のうちには、社会民主主義者に対しても「人民投票の大統領」を勧めたものの、しかも、かかる大統領が経済の社会化という彼らのプランに役立ち得るといふ論拠から特にそう説いたものが幾つかあります。しかし、そのような意見表明が狙いとしていたのは戦略的なものにすぎない、というヴォルフガング・モムゼンの指摘<sup>[12]</sup>は説得力のあるものであります。こうした「経済の社会化のための大統領という」「ラディカルな調子」は、社会民主党内部に追従と共感を引き起こそうとする目的に因るものであったと言うことができます。しかし、「遅かれ早かれ将来において経済の社会化を図ることなど、実際にはウェーバーの考えていたところではなかった」のであります。

12 マックス・ウェーバーは、彼の憲法政策上の理念を普及させ、結局はそれを実現することに成功いたしました。しかし、今日では、議院内閣と人民投票の大統領とのかような相互抑制がワイマール憲法のもっとも重大な構造的欠陥であったと看做されています。その点では、マックス・ウェーバーの説いたところがワイマール共和国にとって命取り

になったわけです。

### 合理的経済形態としての資本主義

13 マックス・ウェーバーは、利子所得によって生計を立てていたとはいえ、十全なる自覚のうえに立って、より優れた洞察のためなら個人的利害を犠牲にすることを厭わない学者でした。もとより、成功を収めるだけの手腕をもった実業家であったフリードリヒ・エンゲルスも、やり方は異なるものの、その点では同じであります。そこで、マックス・ウェーバーが何故社会主義的目標設定に反対する方向を選択し、また、資本主義社会の維持されることを何故欲したのか、その根拠をより詳しく見ていくことが必要となります。

14 マックス・ウェーバーの所論の主たる根拠の第一は、資本主義というものが、形式的により合理的で高度の組織形態だ、という想定であります。資本主義の場においてのみ合理的なコスト計算が可能となる。社会主義は、経済性や効率性の点で見れば、資本主義に劣る。たとえ社会主義的計画経済が資本主義的交換経済の非合理性を克服することには成功するとしても、社会主義計画経済のかかる利点は、「計算可能性をもつ形式的合理性の縮減」を代償とせざるを得ない、というのであります。マックス・ウェーバーの見解によれば、「形式的に最も合理的な形態の資本計算」は、規制されざる市場に表現されるような「人間の人間との競争」を常にリベラルなものとして前提している、とされるわけでありませぬ。

15 この点は強力な論拠となるものであります。これを単純に片づけてしまうことはできません。しかし、それに異論の余地がないわけではありません。議論の立て方としては二つのレヴェルがあります。即ち、まず、両システムを全体

演 として相互に比較するならば、利点・難点一切の総計を査定することは決して容易ではない、ということがあります。その際、純然たる経営経済の規定要因と並んで、国民経済との関連や、言うまでもなく世界経済との関連も考慮されなくてはならないわけです。私には、この場ではこの点に関して細かいことを述べようというつもりはありません。しかし、この種の議論は依然として終息を見てはいない、と私は思っております。

16 他面においては、「行政経済学」、とりわけ自治体経営論が、経営者や経済理論家と一体になって、「公共経済」を合理的な基準に適合させようと努力しているという事態も見られます。これに関してもここでは詳しく述べるつもりはありませんが、別の点との関連で、この問題のいくつかの点については後にまた立ち戻ることにはしたいと思っております。

17 ここでは、マックス・ウェーバーによる反社会主義的理論のうちでも、最も多くの点で影響を及ぼした最も重要なものに限定したいと思えます。それは彼の官僚制理論に由来するものであります。

### 「未来の隷従」という「鋼鉄の檻」に対する危惧

18 リベラリズムは、行政や官僚制を消極的に評価してきた、あるいはいはずれにしてもそれらがリベラリズムの経済運営にとっての障碍として立ちちはだかる限りではそうした評価しか下してきませんでした。マックス・ウェーバーが行政や官僚制についての「価値の転換」を導入したのはそれとは顕著な対照を成しております。彼は、「世界の官僚制化」の背後に或る合理的要素、つまり専門知識の支配という事態を認識しております。まさに近代資本主義そのものが、その成立この方、社会を官僚制化へと駆り立ててきたのであります。産業や銀行制度もまた官僚制化された形態を採用

しました。経済システムも国家の行政をますます利用するようになり始めました。現代「干渉国家」が成立したわけですから。

19 至るところで「官僚制システムに基づく」案件の処理という方式が主流になっていったのですが、それは、そうすることがかなりの「成果の割増」をもたらし得るものだったからです。官僚制の形態は、行政の書面処理制・専門職的資格制度・規範的ルールによる拘束に基づいている点で、素人による行政とは対照的であります。こうした形態が、知識を蓄積し、且つこれを実務上の処理に取り入れることを可能にしたわけです。

20 ウェーバーは、一般的には官僚制装置を賞美しているのですが、そこには懸念も入り混じっております。しかし、そうした彼の懸念が十全に明瞭となるのは、社会組織の社会主義的再編成が行われる場合にもこうした装置の利用され得る可能性があるのだ、ということをや彼が考慮するに至ってからのことであります。あらゆる社会主義が、いやしくも倒壊を避けようとする限り、中央の、従って官僚制による統御機関を必要とするものであることは、彼に言われれば明白な事柄なのであります。ウェーバーは、工業的生産様式という「鋼鉄の檻」を不可避のものと考えておりまして、彼はその点を承認することに困難を感じているものではありません。しかし、彼が、社会の社会主義的再編成もやはり官僚制的組織法を利用し得るといふ点に想い及んで、上述の点が不信任と不安を招来するところとなつたのであります。

21 彼は、国家の官僚制と経済におけるそれとが社会主義にあつては一つのものへと融合せざるを得ない、という点に懸念を抱いていました。もっとも、「公・私の官僚制」が、「単一のヒエラルヒー」のうちに融解していくのであれば、なるほどより一層合理的なものになってはいくでしょう。——しかし、そのような場合、それらは、最終的に「免れ得ない形態」と考えられるはずでず。「私的資本主義が排斥されれば専ら国家的官僚制の支配するところとなる」。そうした場

演 合には、官僚制的合理性の「量的」向上は新たな「質」へと一変することもあり得る。かくて資本主義における「鋼鐵の檻」が「未来の隷従の檻」へと変容することも考えられ得る、というわけでありませぬ。

講 22 彼にすれば、経済生産の「無政府性」に関する社会主義からの批判は、こうした危険を念頭に置けば取るに足らないものであると思われました。彼はこういった無秩序のうちに積極的な対抗構造をみて取っております。こういった新たな「隷従」を避けることが可能となるのは、複数の官僚機構を対抗させつつ活動させることに成功した場合だけである、というのが彼の見解でした。かくすることによって、それら機構が相互に押さえ込み合うということも可能になる、というわけです。

23 この点に、我々は「個人主義」と「民主主義」に関する確固たる肯定的判断を見出すことができるのであります。マックス・ウェーバーは、普通、民主主義が人間の自律を保障する、といった「紋切り型」の観念に対しては、極めて鮮明に論難を加えるのを常としていました。彼が素描した民主的な「経営」なるものの像はしばしば殆どシニカルな色彩をもつものだったのです。現代政党幹部の寡頭制構造に関するロベルト・ミヘルスの失望は彼の共有するところではありませんでした。ウェーバーにとってこうした寡頭制構造は、むしろデマゴグ的・「カエサル主義」的指導者が台頭し、判断力に欠ける大衆を支配することを可能にするチャンスを与えるものであったのであります。しかし、ここでも「個人主義」と「民主主義」は大いなる重みをもつものとされております。マックス・ウェーバーが別の機会には賛美していた官僚支配現象の危険を制御するための唯一の対抗力は、「個人主義」と「民主主義」なのであります。

24 マックス・ウェーバーは「全体主義理論」の土台を築くに当たってもこうした視座に立っていました。この理論は組織化された国家的官僚機構による社会主義に失望を抱かしめるものであり、これが機縁となって多くの「正統派」マルクス主義者が自らの社会主義的理念を捨て去るところともなりました。彼らは「多元主義」的資本主義へと転身して

行つたわけです。

社会民主党の路線に対するマックス・ウェーバーの影響は、この点で甚だ重大な意義を有していたといえます。未だに漠然とした展望に止まるものであったとはいへ最終的に「社会的資本主義」といった構想の線に踏み止まり「社会主義」社会の観念をそもそも放棄したことには、かなりの正当性があつたといひ得るのではないのでしょうか。

## VI ヘルマン・ヘラーの社会主義的法治国構想及びマックス・ウェーバーとの対決

1 マックス・ウェーバーは、社会民主主義を社会主義的観念から切り離そうと試みました。その点でも彼は多くの成果を収めたのであります。さて、私は、この点に関してヘルマン・ヘラーがどのように対応したかを検討することをもつて私の考察の締め括りにしたいと思います。とはいへそれは必ずしも容易なことではありません。マックス・ウェーバーは既に一九二〇年には他界してしまつております。また、ヘラーにしてもウェーバーの挙げる論拠の全てに明示的に取り組んでいるわけではありません。我々としては、とりあえず論拠の一部分から推測していかなくてはならないわけです。

### マックス・ウェーバーの国民的権力国家に対して

2 ヘルマン・ヘラーは「権力問題」に関しても優れた理解力をもつておりました。彼は正しいことが自ずから生起す

演 講  
るのを受身の姿勢で待ち構えているなどというのは間違いだ、と考えていたのであります。行動し、決断を下し、自らの理念を実現することが必要だ、というわけです。しかし、それはマックス・ウェーバーのいう政治的「権力」の觀念の一面にすぎないものであります。ウェーバーの権力思想にあつては、政治的「エネルギー」という形式的要素はナ

シヨナリズムの感情によつて内容充填されておりました。それは明らかに帝国主義的な響きをもつています。ヘラーは、既にそのヘーゲル研究書の中で、ドイツ政治の帝国主義的伝統の清算を図つておりました。ヘラーがウェーバーを明示的に取り上げているわけではないとしても、国民的権力国家思想を彼が拒絶していることは、ウェーバーに対する拒絶を意味するものでもあります。ヘラーの政治的目標は社会主義的なヨーロッパ連邦国家というところに置かれていたの

であります。  
3 この点でヘラーは、社会民主主義内部の大多数と根本において一致を見ていたということができません。労働者運動については、ウェーバーがこれを帝国主義的觀念のための手段にしてしまつてゐるのに比して、それ以上に及ぶ目標をもつものとされております。この意味では、マックス・ウェーバーという偉大な人物も、「ブルジョア的」感覺に捕らわれているという点で、我々にとつては時代錯誤的であるように思われるわけです。

### マックス・ウェーバーの「無政府主義的主觀主義」に対しして

4 ウェーバーに対するヘラーの直接の批判は、方法問題に関する議論に見出されます。ヘラーは、ウェーバーにおける「理念型」的觀念形成が恣意的であると感じておりました。彼はウェーバーにおける「無政府主義的主觀主義」を問題にしております。

5 カール・マルクスにとって人間社会の発展とは、社会経済的再生産様式の変化との関連において異なった社会構成体が入れ替わり成立する点にあるとされておりました。これに対しマックス・ウェーバーにあっては、社会発展の重要な進路とは、本質においては、専ら「思考様式」の形成にあるものと考えられております。彼の社会学全体の核心的テーゼは、経済から音楽に至るまで、ほぼ全ての分野にあって「合理性」というより高次の形式が不断に形成されていく過程が認められる、というものであります。彼の考えには、「西洋合理主義の文化的意義」というものの浸透が認められます。こうした「ヨーロッパ中心主義」にもウェーバーの思想のいまひとつの限界があると思われるのであります。

6 ヘラーは、ウェーバーのいう合理化テーゼのいくつかの局面を採用してはおります。しかし、彼にして見れば合理主義などといった抽象的思考形式は、多様な諸相を伴った人間社会の発展の理論に取って代わり得るようなものではなかったのです。全く別の規定要因もなお存在するからであります。しかも、「合理性」の概念は全く明確化されておらず矛盾を含んでもいる、というわけです。

7 ウェーバーの「主観主義」に対抗して、ヘラーは「客観化可能な」諸要因から出発して社会発展の内容に関する仮説を獲得する、という課題を設定しております。「自由主義的法治国」は新たな土台を必要としている。労働者運動をブルジョア社会に統合するだけでは十分ではない。資本主義的再生産様式の客観的諸矛盾と人間の欲求は社会の社会主義的変革を求めている。「国民的文化共同体」が成立し得るのも、かかる現実の社会的発展が成功した場合のみである、というわけです。部分的にはあれ、ヘラーは再度マルクス主義的「発展理論」へと引き返したのであります。

## 天才崇拜の憲法構想に対して

8 憲法政策に関しては、ヘラーは明確に議院制内閣を選挙いたしました。彼は、マックス・ウェーバーが考案したライヒ憲法の二元主義には反対の立場を採っていたのであります。人民投票の大統領が議院制内閣と「人民立法院」を押さえつけることになる可能性は常にあるはずだ。かかる拒否権をもつ決定権者が議会及び政府の権威を堀り崩すことにならざるを得ないはずだ、というわけです。そんなことがゲルリッツ綱領の考えるところと両立し得るわけがないのであります。

9 ワイマル共和国の最終局面においてカール・シュミットは、「人民投票的指導者民主主義」というマックス・ウェーバーの思考スタイルを自身の反革命的目的のために利用いたしました。そうした思考スタイルが彼の目的に役立ち得ることとは明らかであります。それはライヒ大統領の地位を絶えず更に強化する論拠を与えるものだからです。もつともカール・シュミットは、マックス・ウェーバーの思想をそのブルジョア民主主義の文脈から切断して解釈しなくてはなりません。シュミットは、問題は、もはや、「社会主義的法治国」に対抗して「社会的資本主義」を安定させるといふことではなかったのであります。ヘルマン・ヘラーはカール・シュミットのいう「天才信仰」に反対しておりますが、その際に彼が持ち出す論拠はまた、マックス・ウェーバーの構想本来の姿に対しても妥当するものであります。その構想もそれ自体頗る問題を孕んだものだったのであります。

## 危険は外部からではなく内部から忍び寄る——ヘラーの立場

10しかし、「社会的資本主義」を支持し「社会主義的民主制」に反対するという、ウェーバーにおける決断を左右するところとなった最も強力な論拠は、社会主義が、人間の「解放」ではなく、それとは正反対に新たな「隷従」へと導くものだ、という主張だったのであります。ヘルマン・ヘラーは、マックス・ウェーバーのこうした危惧を直接取り上げてはおりません。しかし、ヘラーがどう考えていたかを認識せしめるに足る論説が見出されます。そこで彼の立場の再構成を試みることにしたいと思います。

11何よりもまず、論証の前段階において、資本主義的再生産様式の客観的諸矛盾にどの程度の重みが帰せられているのか、ということに多くの事柄が懸かっております。マックス・ウェーバーにとって、生産の「無政府性」は、その気になれば軽視して差し支えない程度のものであります。これに対しヘラーの場合には、資本主義の「狂気」は、無条件に克服されなくてはならない人間社会にとっての危険物を意味しております。私にはここでこの議論の尽きない問題に決着をつけようというつもりはありません。ただ、しかし、この前提問題が議論の構造を規定しているのであります。ともかくも「新生国」に関しては常に見られるとおり、社会の社会主義的再編成という試みに危険が付き物であることは全く疑いのないところです。しかし、こういった危険をどのように捉えるかについては、様々の異なる立場があるわけです。つまり、そうした社会再編成の試みなど不要だと考える人は、むしろこのような危険のうちにその種の試みを拒否する理由を求めます。これに対し、そうした試みを避けるわけにはいかないと考える人は、こういった危険をどうすれば封じ得るか、その途を探ろうとするのであります。

12 マックス・ウェーバーは、彼の言い回しに見られる一切の合理主義的な緻密さにも拘らず、過度の感情移入に基づく定式化に傾いております。彼は「賃労働という鋼鉄の檻」に言及しておりますが、かような言及によって表現されているのは、労働者が産業機構に服するということは覆し得ない事態だとウェーバー自身が考えていた、ということなのであります。資本主義の利潤最大化・利得計算は、「純粋型」にまで高められることによって、「可能な限り労働者から「権利剥奪」する傾向を持たざるを得ない、何故なら人件費は利潤を縮小することになるからであります。マックス・ウェーバーにとって重要だったのは、資本主義の実像を飾り立てたりしない、ということでした。その点は是認されて然るべきでしょう。しかし、「理念型への格上げ」は、問題の複雑性を考慮に入れてはいない。彼のいう「理念型」なるものは確固たる基盤をもっていない——それは、確実性と明晰さに欠けているという印象を与えるわけです。

13 資本主義は「テイラー主義」<sup>13</sup>の下に立ち止まっているわけではありません。ウェーバーは、場合によっては、「人間関係」<sup>ヒューマン・リレーションズ</sup>が、生産性、従って利得を増加させる要因となることを認識していたのでした。労働者運動の組織も「賃労働という鋼鉄の檻」を「免れ得ない」宿命と看做すことはなくなってきました。——彼らは労働界のヒューマンイゼーションに尽力しているし、共同決定を獲得しようとする努力を続けております。ウェーバーの言う、かかる対立構造が、現象に必然的に「内在する」ものであるとしても、彼の概念形成はそれだけを濾過して抽出するという傾向をもっているわけでありませぬ。マックス・ウェーバーは、行政を「装置」・「マシーン」として「理念型」的に特徴づける際にも、同様の方法に依っております。しかし、現代行政が、その内部構造という点では遙かに矛盾に満ちた複雑なものだということを我々は知っております。現代行政は、多数の分散した制御装置を前提しつつ、多くの点で自立性を求め、また「思案したうえでの服従」に立脚しているのです。従ってマックス・ウェーバーの「魅力的」な定式化には用心深く接することが要請されるわけでありませぬ。すぐさま喜んで飛びつかない方が良いのです。——その定式化が冷静な考察をもってしても破綻することのな

いものであるかどうか、それを吟味しなくてはならないのであります。

14 もっとも、あらゆる官僚機構が一つのものへと融合していく危険がある、という予見は、実際、現実のものとなりました。即ち、スターリン恐怖政治の経験が、社会主義理論にとって殆ど克服しがたい「担保」となっているのであります。そのことからしても既に、ウェーバーの反論に抗しつつ社会を社会主義的に形造っていくという目標設定に固執しようとするならば、相応の重要な論拠が示されるのでなくてはならないということができます。

15 しかし、ここでも、社会主義は必然的に単一のヒエラルヒーにおける全権力の融合に帰着するものだという論拠をもって社会主義そのものを断罪することが正しいのかどうかは、批判的に吟味されねばならないことであります。権力は腐敗する、また絶対権力は絶対的に腐敗する——これは正しいでしょう。——けれども、社会主義的な社会構成体においても、マックス・ウェーバー自身の提示した「個人主義」・「民主主義」といった手段をもって対抗力を創造することが飽くまで考えられるはずであります。たとえば、極めて重要な経済学者であり疑いもなく自由を愛した人でもあったヨゼフ・シュムペーターは、社会の社会主義的な再編成を擁護しております。そうした再編成は、確かに、民主主義展開過程にとつての主題の「議事処理日程」を変更するものではありませんが、民主主義と自由の廃棄を必ずや伴うというわけでは決してありません。ヘラーの「社会主義的法治国」構想も、社会主義という目標設定を放棄することなく、同時にウェーバーの論拠の重みをその内容に即して考慮に入れていっているものであります。

16 ヘルマン・ヘラーは、ウェーバーが警告を発した危険があるからこそ「自由主義」的な法治国を「社会主義」的なそれへと更に発展させていくことが必要だということについて、上述の点に加えて更に特別の論拠をも挙げております。彼は、十分な根拠をもっている、ウェーバーの危惧に満ちた予見自体に反論しているわけではありません。ヘラーもまた国家的官僚制と経済的官僚支配との癒着、従って単一のヒエラルヒーにおける全権力の融合を危惧してはおりません。しか

し彼が直接問題として取り上げたのは、資本主義社会を外側から脅かす類の危険ではなく、内側から脅かす類のそれだったのであります。

17 マックス・ウェーバーは、国家的官僚機構と経済界の官僚機構とを「対抗物」と考えていました。しかし、ヘラーには、現代干渉国家の与える印象からして、「国家」と「社会」との分離が競争資本主義時代程度のものであれば安心していられるなどとは思えなかったのであります。もとより、ウェーバー自身の官僚制理論は、実際のところは、自由主義理論の基本想定を揺るがせるだけの内容をもつものでした。ウェーバーは、政治的イデオロギーの「紋切り型」的性格に対しては極めて辛辣に挑みかかったものではありませんでしたが、しかし、この点では、彼自身がそれを反駁する強力な論拠を提示していたはずの自由主義イデオロギーに甘んじているというべきなのであります。

18 ヘラーは、我々を脅かす危険の由来について、マックス・ウェーバーの見解とは反対のテーゼを立てております。資本主義経済の指導者たち自身が政治と経済の指導権の分離を斥けたことによって、国家的官僚機構と経済界のそれとが相互に結合するという事態が起こり得るのではないか、とヘラーは危惧したのであります。

19 社会の「政治システム」は、巨大化した複雑な経済に影響力を行使し、これを統制する力を社会のどこから引き出すべきか、とヘラーは自問しております。彼は「権威主義社会」の反対者でした。——しかし、「人民立法府」・代表者としての政府・民主的行政が巨大な経済勢力に抗して自らの立場を貫こうとする限りでは、それらも相應の権威を持たねばならないように思われました。かくして彼は経済に対する国家の「権威主義」的優位を要請したのであります。けれども、それがそもそもどのようにすれば可能になるというのか、その点については、彼も示すことができなかつた。彼は、ゲルリッツ綱領が支持し得るものであるのか、疑いを抱くに至つたのであります。

20 彼は、その著『国家学』のなかで、ゲルリッツ綱領、従つてまた彼自身の構想が、いかなる点で、挫折の宣告を受く

べきものとなったのかを明記しております。

「こうした政治と経済との指導権分離は緊張状態をもたらしており、それが資本主義的民主制の現代的状況の特徴を成している。」「政治的権力と社会的・経済的権力とがかように相互分裂するという事態は、いつまでも継続できるような状態では、あり得ない。国家権力が自らの経済的な権力基盤を通じて、私人の経済的影響力に対して政治的に自立するという可能性を獲得するか、あるいは経済界の指導者達による闘争が、彼らの都合に合わせて民主的立法を封じ込める、というたかだか一時的な効果をもたらすか、このいずれかに帰着せざるを得ないのである。」

21 ヘルマン・ヘラーのこうした危惧にみちた予見は明晰に現実を自覚するものとしての性格を具えてもおります。たしかに、一九三三年のドイツで政治的指導権を無理やり我が物にしたのは、経済界の指導者達自身だったというわけではありません。しかし、ライヒ首相フォン・パーベンは、ヒトラーに「コミット」しても構わないと思っていたのであります。それが思い違いであったとしても、ヒトラーはファシズムの台頭は、資本主義システムの内部においても国家官僚機構と経済的官僚機構との融合が生じ得ることの証左だと言えましょう。それは、民主主義が「資本主義の基盤」に基づいてのみ可能だ、という主張に対抗する強力な歴史的論拠となるに至ったわけであります。いずれにせよ、資本主義社会はファシズムによる圧政の基盤ともなり得たのであります。

## VI 結 論

1 ワイマル共和国における「社会的資本主義」と「社会主義的法治国」をめぐる論争は、我々に中間の立場を採ることを許さないものであります。社会的衝突に対する解決策としては、双方とも挫折する可能性をもっていた。現に双方と

演も挫折したわけです。

2 マックス・ウェーバーが社会主義社会の構造に内在しているものと見た危険は、現実のものであることが証されました。しかし、ヘルマン・ヘラーによって資本主義的再生産様式に無条件に固執することから生ずるとされていた危険もまた現実のものとなったのであります。双方のテーゼともリアルな内実を具えたものであるだけに、危険を封ずるに適した解決策を見出すことは依然として求められている、と言うことができます。

3 マックス・ウェーバーとヘルマン・ヘラーは、言うまでもなく相反する方向に解決策を求めたわけでありませう。我々がいずれの方向を採るべきかは、社会発展の複数の要因をどのように評価するかに懸かっています。完全な権力集中の危険が資本主義社会においても繰り返されることがないという保証が我々にはあるのでしょうか。客観的に見て危機現象と思われる事態が、「社会的資本主義」の前提に立ったうえで可能な諸々の解決策に打撃を与えるような場合にも、そうした危険がないと言えるのでしょうか。あるいは、社会主義革命による社会変革を経験した諸国が「社会主義的法治国」という形態へ高められていく、という展望がどれほど見込のあるものと評価できるのででしょうか。そうした諸国がヒューマニズムの遺産の上に立って改めて回生し、深く根を下ろした「社会主義的民主制」を産み出すことがあり得るのでしょうか——我々の採るべき方向は、これらをどう考えるかということに懸かっているわけでありませう。

4 しかし、マックス・ウェーバーとヘルマン・ヘラーはある点では一致しております。つまり、我々が次々と様々な方面で現れるに至っているこれらの危険に打ち勝つことができるのは、我々の社会の民主主義的構造を確保した場合だけである、という点であります。

5 「社会的資本主義」と「社会主義的法治国」をめぐる往時の論争は片がついたわけではありませぬ。マックス・ウェーバーにせよヘルマン・ヘラーにせよ、我々にとつての問題を解決してはいないのであります。これらの問題は全く装いを

装いを新たにしつつも我々の眼前に存在しているわけです。しかし、この往時の論争は、恐らく我々自身の抱える諸問題をより鮮明に定式化するうえで手助けとなり得るように思われます。

ご清聴ありがとうございました。

## 訳註

- (1) 連結一制度 (Konnex-Institute)。レンナー (Karl Renner 一八七〇～一九五〇) は一九〇七年に社会民主党に入党。一九一八年にオーストリア共和国初代大統領。一九三四年ナチスに反対して投獄される。戦後一九四五年第二共和国大統領。この概念は主要制度に対する概念で、例えば主要制度たる所有権に対する賃金契約が「連結一制度」である。「連結一制度」は主要制度の現実的機能を引き受けるものとされる。ついでながら、ここでミュラー教授が挙げられている公法上の制度は、レンナーの用語では「補充的的制度」と呼ばれている。例えば、所有権及び賃金契約の弊害を除去するものとして、行政法的な労働法・保険制度などが「補充的諸制度」とされている。参照、『私法制度の社会的機能』(加藤正男訳、法律文化社) 一九八～一九九頁。レンナーは主要制度からの「連結一制度」の実体化と補充的制度の完備に法制度の機能変化を見ている。「こうしてみれば、ある二重の発展がおこなわれていると考えられる。すなわち、第一に、私法上の連結的諸制度が、技術的には所有権を所有権者の手から奪い取ったこと、そして第二に、総体意志が、法的には私的所有権を自己に直接従属させたことである。」
- (2) ゲルリッツ綱領 (Das Götitzer Programm)。多数派 SPD 一九二一年九月二三日の綱領。 *Dokumente der Deutschen Politik und Geschichte*, Vol.3. ないに所収。
- (3) ハインリヒ・クノー (Heinrich Wilhelm Carl Cunow)。一八六二～一九三六。一九一七～二三年 SPD 党员。 SPD

の理論家で、一九一七—二三年の間、党機関誌の *Neue Zeit*、Vorwärts の編集に携わる。カウツキーとともに正統派の擁護にまわる。主著は『*Die Marxistische Geschichte, Gesellschafts- und Staatstheorie* (1920)』。

(4) クルト・シューマン (Kurt Schumacher)。一八九五—一九五二。新生 SPD の共同設立者であり、一九三〇年より SPD の国会議員。一九三三年よりナチス批判の廉で強制収容所に送られる。一九四五年ドイツ解放後、SPD 党組織を再建。翌年以來第一議長。一九四九年から一九五二年まで連邦議會議員。ここで言及されている研究は、『*Der Kampf um den Staatsgedanken in der Deutschen Sozialdemokratie*。一九二〇年にミュンスター大学に提出され、一九七三年に Kohhammer 社の Urban-Taschenbücher の一冊として刊行されている。

(5) ヨハン・ブレンゲ (Johann Plenge)。一八四七—一九六三。ドイツの社会学・経済学者。ワイマール時代、ミュンスター大学教授。同大学に組織学研究所を設置し、組織学の名をもって彼独自の社会学を形成した。注(6)も参照。

(6) 戦時社会主義 (Der Kriegssozialismus)。この言葉は、場合によっては右派の側からの総動員の主張に用いられることもあったが、基本的には次のような次元のものと考えて良い。他の項目とも関係するので、『*Handbuch der Politik*。Hrsg. von Anschutz, Get al. Berlin und Leipzig Dr. Walther Rothschild 1920. Bd. I. 3. Aufl. S. 85. の Karl Diel による説明を引用しておきたい。

「戦時経済によりもたらされた、経済への広範な国家の介入は、多方面に一つの考え方をもたらした。それによると、他ならぬ個人主義的な経済システムのこのように強い制限は、来るべき社会主義的経済組織化の手掛りを指し示すということになる。国家の組織化を更に進めて、経済の完全な国有化に至るまで、貫徹されねばならない。かくして、様々な国民経済学は、「第一次大戦」講和後の今日の経済生活の新形成を前提としている。例えばブレンゲは、戦争は一九一四年の理念という旗印を掲げて闘い抜かれた、と述べている。『個人主義に反対する社会主義、多くの意見の混乱に反対して編入、恣意の自由に反対する秩序の自由』(『*Der Krieg und die Volkswirtschaft*。Münster 1915. S. 8.) ヤッフ (Jaffe) は今日の経済生活が将来『軍事化』されるといっている。彼の説明によれば、旧来の個人主義原理と経済生活の無制限の自由という原理は、それに適した時代はあったが、新たな経済秩序の到来は、同時に数百年前にイギリスより伝来した資本主義的経済システムの終焉だという (Jaffe, *Volkswirtschaft und Krieg*。Tübingen 1915. S. 30)。マルクス主義の社会民主主義者も同様の思想を主張していた。例えば、ハウル・レンシュ (Paul Lensch) はこのシステムを『戦時社会主義』という

言葉で記した (Vgl. P. Lensch. *Drei Jahre Welterevolution; Die Sozialdemokratie, ihr Ende und ihre Glück; Am Ausgang der deutschen Sozialdemokratie*). レンシュによれば『戦時社会主義』という言葉で表現されるのは、精々パンの配給カードが特徴のこのシステムとともに、今日の経済システムを完全に組織化する、これから先で最も大きな自覚的一步が踏み出されたということである。レンシュは国民的な契機をも強調する。実際、現代におけるプロレタリアの階級闘争には、抗し難い効果をもつ国民化を追求する力が内在している。同様にカール・レンナーも (*Moralismus, Krieg und Interventionale*)、経済への国家の影響力の上昇を指摘し、私的経済が、国家的なものによってであれ、求められ、意識された国家の指導によってであれ、その細胞組織に至るまで国家の影響力が浸透していると説明している。」

(7) パウル・ティリヒ (Paul Tillich)。一八八六—一九六五。マールブルク大学、ドレスデン大学などを経て、一九二九年よりフランクフルト・アム・マイン教授。一九三三年渡米しニューヨークのユニオン神学校教授。政治方面の著者は、

*Die sozialistische Entscheidung* (1933)。で、ラートブルフの『社会主義の文化理論』とともにワイマール期における社会主義の文献の中では「そのテーマにおいて時局的であるとともに、その内容において超時代的」な稀有な文献と評価されている (ラートブルフ『社会主義の文化理論』アウグスト・ラートマンによる「はしがき」)。当時は政治的圧力の為、部分的にしか出版できず、またすぐに発禁処分となったとのことで、一九四八年に新版が出されている。現在、Evangelisches Verlagswerk Stuttgart より全一四巻著作集が出版されており、その第二巻 (*Christentum und soziale Gestaltung*) に収められている。この著作集を基にした邦訳著作集 (白水社) では、第一巻 (キリスト教と社会主義) に収められている。なお、ヨルダン社からティリヒの伝記の翻訳が公刊されている (ウィルヘルム & マリオン・パウク共著『パウル・ティリヒの生涯』田丸徳善訳) 他、藤山宏『ワイマール文化とファシズム』(みすず書房、一九八六年) はティリヒの「社会主義的決断」における「根源」「革命的ロマン主義」といった概念を用いて、ワイマール期の「保守革命」や社会主義などの思想状況を「社会的経験」の層位から分析している。

(8) ラートブルフの文化的社会主義 (*Der Kultursozialismus*)。ラートブルフ (一八八七—一九四七) は法哲学者として有名であるが、ワイマール時代には SPD の党员でもあり、法相も務める。かれの社会主義に対する考え方については『社会主義の文化理論』(著作集第八巻、野田良之訳、東大出版会) を参照。尚、ヘラーは SPD 入党に際してラートブルフ

の強い勧誘を受けたと言われ、青年社会主義運動内部ではラートブルフとともに修正主義的なホフガイスマル・クライスに属し、アドラーらのマルクス主義的な性格のハーノーヴァー・クライスと対立していた。

- (9) シュティンネスレーギーン協定 (Das Stinnes-Legien-Abkommen)。一九一八年一月一日、鉄鋼資本家の代表シュティンネス (Hugo Stinnes) と SPD 系の自由労働組合の指導者レギーン (Karl Legien) との間で交わされた協定。組合の唯一の労働者代表としての承認、組合の無制限な団結権、八時間労働日制、労使代表で締結された労働協約の一般的拘束性の承認、「労働者委員会」の設置、団体交渉における仲裁制度の導入、労使同数かつ同権の中央労働共同体の設置などが認められた。このような社会改良の側面と共に、敗戦と革命運動によって脅かされた資本主義体制の存続に仕え、ワイマール・デモクラシーの経済的・社会的基盤を確立した。『ドイツ史 (新版)』(山川出版社) 三七三―三七四頁、安世舟『ドイツ社会民主党史序説』(御茶の水書房) 二九一―二九四頁参照。

- (10) ライヒの敵 (Die Reichsfeinden) 、祖国なき輩 (Die vaterlandlosen Gesellen) 。ここではいずれも社会民主主義者を指す。前者は、プロイセンの割拠主義に閉じこもる保守党、原則的にビスマルクに敵意を抱く進歩党、連邦主義・全ドイツ主義的態度を強調しビスマルク・国民自由党と文化闘争を闘っていた中央党、大ドイツ主義を志し、独仏戦争の戦費承認に反対したり、エルザス・ロートリンゲンズのライヒ併合に反対する唯一の社会民主議員ペーベルらに、プロイセン中心の国民国家統一事業をめざすビスマルクが投げ掛けた言葉。W・コンツェ『ドイツ国民の歴史』(木谷勤訳、創文社) 九〇―九一頁。後者については、ヴィルヘルム二世は、労働者保護立法を拡充したにもかかわらず、労働者階級が国家の恩恵を忘れて、反国家的な SPD を支持するものが増大したことに憤激し、同党の弾圧を主張したことを想起された。ヴィルヘルム二世は、一八九一年一月二三日、ポツダムで新兵に向って、「新兵たちよ！ お前たちは朕に対して忠誠を誓った。朕の近衛兵の子供、すなわち、お前たちは、今や朕の兵士なのだ。お前たちは朕に身も魂も捧げたのだ。したがってお前たちにはたった一つの敵しかない。それは朕の敵である。もし社会主義者達が今やっている扇動活動を止めないのなら、朕はお前たちの親類や兄弟、さらに――神は許し給わぬであろうが！――親たちでさえも射殺するよう命じなければならぬだろう。しかしその時でも、お前たちは、朕の命令に不平をいわずに従うべきである」というような SPD に対する激しい威嚇の言葉を述べて以来、ことある毎に、『祖国なき輩』に対する弾圧と普通選挙権の廃止を主張し、「革命党」に対する「愛国勢力」の統一を呼びかけた。因みにこの演説は全ヨーロッパにセンセーションをまきおこし、

この演説を知ったトルストイは、皇帝は明らかに気が触れていると思ったであろう。

Vgl. Virginia Cowles, *Wilhelm II.* (Heyne Biographien), S.103. 安世舟『ドイツ社会民主党史序説』一一五頁参照。

- (11) ナウマン (Joseph Friedrich Naumann) の『国民的社会主義 (Der nationale Sozialismus)』。ナウマン (一八六〇—一九一九) はドイツの政治家・神学者。一八九六年「国民社会派連盟 (Der Nationalsozialisten Verein)」を結成。一九〇三年選挙での惨敗を機に自由思想家連合に移る。一九〇七年から帝国議會議員で左派自由派を代表。一九一八年ドイツ民主党を結成し、翌年党首。「国民的社会主義」については、モムゼンの次の説明を参照。彼は硬直化した政党間の戦線を打破し、また国際主義的な社会民主党に對抗して国民的権力国家を肯定する新しいスタイルの労働者運動の中核体としての役割を、国民社会派連盟⇨国民社会民主党に期待した。「労働者層を国民的権力国家に引き戻し、国民的⇨帝国主義的思想の担い手に造り上げるというナウマンの考えは、積極的にドイツの権力に共働する労働者運動成立という希望に合致していた」(Mommesen, *Max Weber und die deutsche Politik 1890—1920*, S.140.)。このプランはウェーバーと一致するが、ウェーバーは国民的権力国家という立場から、ナウマンの社会主義的⇨階級的な部分を批判していた。参照、濱島朗『ウェーバーと社会主義』(有斐閣) 二二二頁以下。
- (12) ヴォルフガング・J・モムゼン (Wolfgang J. Mommsen)。一九三〇—。デュッセルドルフ大学教授。主著に、*Max Weber und die deutsche Politik 1890—1924*. (1959). 邦訳に『マックス・ウェーバー 社会・政治・歴史』(中村、米沢、嘉目訳、未来社)、『官僚制の時代』(得永新太郎訳、未来社)がある。
- (13) テイラー主義 (Der Taylorismus)。F. テイラー (Frederik W. Taylor 一八五六—一九一五、技師、アメリカ) により創始された科学的管理法。一九世紀末アメリカの、企業間競争の激化にもなつて生じた、労働時間の延長と賃金切下げをめぐる労働争議を解決することを目的として考案された。すなわち、テイラーは賃金決定の基礎を科学的に明らかにすることによって、労使間の交渉に客観的基準を設定することを意図して、職務の客観化と専門分化を試みた。さらに各職務の標準動作と標準作業時間とを設定し、標準の達成度に応じて大きな差をつける差別出来高賃金制度を創案し、高賃金を得たいとする労働者の経済人的行動様式を利用しつつ、労働者管理の科学化に努めた。具体的には、仕事を体系的に分析して最小の機械的な構成要素に分解し、それからこうした要素をもつとも効率的な仕方でも再構成・結合する。ひとつの仕事を構成している種々の操作ごとに時間がはかられ、標準時間が設定され、ノルマをこえた者にはボーナスが支給さ

れ、仕事の評価に対応して給与率が違い、肉体、精神にわたるテストで仕事に対する適性が考えられ、あらゆるスケジュールや計画をきめることが職場から専門の計画部門の手に移される。『現代社会学辞典』（北川隆吉監修、有信堂）一五七、五四五～五四六頁。ウェーバー『職業としての政治』にテイラー・システムについての言及がある。脇圭平訳・岩波文庫、五〇頁参照。

### 〔後記〕

本稿は、冒頭にもあるように、昭和六二年に日本学術振興協会の招聘により来日されたクリストフ・ミュラー教授 (Prof. Dr. Christoph Müller) が、九月二一日、本学法学部法学会において行われた講演の翻訳である。ミュラー教授は一九二七年生まれ。神学と法学を修められ、一九六五年にボン大学で法学博士号取得。一九七二年にギーセン大学教授。翌七三年以来、ベルリン自由大学国法学及び政治学教授。我国ではヘルマン・ハラーの研究者として知られており、ハラー全集 (Hermann Heller Gesamte Schriften. Bd. I—III. Leiden, A. W. Sijthoff, 1971.) の編集にも携わられた。同全集第一巻ではマルティン・ドラート (Martin Drath) 教授と共に序文を寄せておられる。ミュラー教授の著書、論文には次のものがある。

- *Das Imperative und freie Mandat. Überlegungen zur Lehre von der Repräsentation des Volkes*, Leiden: Sijthoff, 1966.
- "Kader, Kaderpolitik (Teil A)." in *Sowjetsystem und demokratische Gesellschaft*, Freiburg: Herder, Bd. 2. 1969.
- "Hermann Heller." in *Staatslexikon*, Freiburg: Herder, 6 Aufl. Bd. 10 (1970).
- "Hans Kelsen Staatslehre und die marxistische Staatstheorie in organisationssoziologischer Sicht." in *Reine Rechtslehre und marxistische Rechtslehre*, Wien 1978 (Schriftenreihe des Hans Kelsen-Instituts, Bd. 3).

• “Religionskritische Anmerkungen zu Fragen des Verhältnisses von Christentum und Rechtsstat.” in Ethel Leonore Behrendt (Hrsg.), *Rechtsstaat und Christentum*, München: Behrendt, 1982, Bd. I. S. 443—483.

• “Kritische Bemerkungen zur Auseinandersetzung Hermann Hellers mit Hans Kelsen.” in Christoph Müller / Ilse Staff (Hrsg.), *Der soziale Rechtsstaat*, Baden — Baden: Nomos Verlagsgesellschaft, 1984, S. 693—722.

(以上につき) *Reine Rechtslehre und marxistische Rechtslehre*. 及び *Der soziale Rechtsstaat*. 巻末に掲載されているパイオグラフィーを利用して頂いた。)。

この講演は、教授が来日されて最初の講演であり、その後各地で精力的にスケジュールをこなされた。札幌に御滞在中は講演以外の時間にも議論の相手をして下さり、また我々の求めに快く応じられ、市内見学や会食などの合間をぬって、講演の補足にとハーバーマスをはじめとするフランクフルト学派、カール・シュミットなどを論じた興味深い原稿を作って下さるなど、誠に感謝の念に絶えない。(講演の際には一応の翻訳と共にこの原稿を配布したが、不完全な部分もある)ので、追って完成させるまでは公表して欲しくないとの教授のご要望に従い、残念ながらこの翻訳の中には含める事ができなかった点、お断りしておく)。最後になるが、ミュラー教授も冒頭に触れておられるように、教授の来日につき多大なご苦労をされ、また遠方の札幌でもミュラー教授に講演をして頂く貴重な機会を与えて下さった山口利男(名古屋大学)、安世舟(大東文化大学)の両教授に、我々からもこの場を借りて感謝の言葉を述べさせて頂きたい。また、講演に際しては、宝福則子先生(北海学園大学)に通訳の労をとって頂いた。本学部田口晃教授は原稿に眼を通して下さり、幾つかの誤りや至らぬ点を指摘して下さい。あわせてお礼申し上げます。なおミュラー教授は講演の原稿には一切註をつけておられない。蛇足の感もあるが、最低限の用語と人物紹介につき訳註を付した。訳文は大野、寺島が下訳をつくり、今井を含めた三人で点検した。訳註は大野が作成した。

〔大野記〕